二禁煙外来治療費の助成

~がんの予防及び生活習慣病対策をサポートします~



内容

医療機関の禁煙外来治療費(薬剤費含む)の本人負担額のうち1万円を上限に助成 ※治療を完了できなかった場合は助成の対象になりません

対象者

- ●20歳以上で、登録申請時及び助成金請求時に住民登録のある方
- これから禁煙外来治療を受ける方
- ※年度内一人一回

受付

令和6年5月7日(火)から11月29日(金)

定員

30名(先着順)

応募 方法

本人より窓口、郵送、FAX、 電子申請にて提出



▲電子申請フォーム 電子フォームに入力するだけで、 登録申請を行うことができます。

禁煙にチャレンジしてみましょう!!

禁煙治療では、薬を使うだけでなく、専門の 医療者からアドバイスをもらえるため、自力の 禁煙と比べてより楽に確実に禁煙できます。

■禁煙外来について

禁煙外来の標準治療は12週間で5回、 健康保険等を利用した治療費の 自己負担は約2万円程度です。



禁煙外来治療費助成の流れ

1.登録申請

●登録申請書を提出

治療開始前に 必ず登録が必要です

2.登録決定

●登録審査結果通知をお送りします。



登録が決定した方は、登録日以降に治療を開始

4.禁煙外来での治療終了

●治療の領収書及び明細書は保管してください。

5.交付申請及び助成金の請求

● <u>登録有効期間内かつ</u> <u>治療終了月の翌月末までに</u>申請してください。 ※登録有効期間:登録日より6か月後まで

6.助成金の交付

申請書類の確認後、指定の口座へ振り込みます ※口座への入金まで1か月前後かかることがありますので、 ご了承ください。

禁煙治療医療機関は文京区ホームページ参照

● 禁煙治療薬の供給状況により、禁煙外来を一時休止している 医療機関があります。事前に禁煙外来を行っているかご確認の上、ご受診ください。 ※受診する禁煙外来は、文京区外の医療機関でも可能



▲⊠HI